

府子本第 571 号  
28 文科初第 727 号  
雇児発 0823 第 1 号  
平成 28 年 8 月 23 日

各 都道府県知事 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

(印影印刷)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

(印影印刷)

特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う  
実施上の留意事項について

「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（平成 28 年内閣府告示第 119 号。以下「告示」という。）の実施に伴う留意事項は下記のとおりであるので、十分御了知の上、各都道府県においては、貴管内の市町村に対して遅滞なく周知を図られたい。

なお、本通知は平成 28 年 4 月 1 日より適用することとし、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 27 年 3 月 31 日付府政共生第 350 号、26 文科初第 1464 号、雇児発 0331 第 9 号）は廃止する。